

[参考 5]

めいしょう こがねいざくら
名勝 小金井桜の会会則

(名称)

第1条 本会は、名勝 小金井桜の会と称する。

(連絡場所)

第2条 本会の連絡場所は、事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、大正13年12月9日付で国の「史跡名勝天然記念物保存法」第1条の規定に基づき名勝に指定された、歴史的文化遺産である小金井サクラのヤマザクラ並木を次代に適切に継承することを目的とする。

更新のための植栽に当たっては、その歴史的背景である奈良県吉野及び茨城県桜川の後継樹・「小金井桜」の後継樹及び岩手県北上市展勝地公園のヤマザクラ「小金井」の後継樹に限定するとともに、「小金井桜」の保存や管理の方法を通して会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 「小金井桜の復活」を実現するため、「史跡玉川上水整備活用計画」による東京都並びに小金井市、などとの協働
- 2 樹勢低下等により危機的現状にある「小金井桜」の維持・管理
- 3 後継樹の育成・更新のための植栽
- 4 玉川上水周辺の環境整備促進
- 5 定例会、部会の開催
- 6 特定プロジェクトの推進
- 7 「小金井桜」及び「玉川上水」に関する講演会・研究会・交流会の開催
- 8 市民への啓発及び関係団体との連携
- 9 その他本会の目的に沿った活動

(会員)

第5条 会員は、前条の目的に賛同する者をもって構成する。

会員は、会費として年額2,000円を納入しなければならない。また必要に応じて臨時徴取することができる。

会員は、会費の納入を2年続けて怠った場合、その翌年度から会員資格を失う。

(賛助会員・団体・顧問)

第6条 本会に、賛助会員、賛助団体、顧問、を置くことができる。

賛助会員は、年額1口1,000円以上、賛助団体は、年額1口5,000円以上納入するものとする。

賛助会員は、会費の納入を2年続けて怠った場合、その翌年度から会員資格を失う。

(役員構成)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 事務局長 1名
- 4 事務局 2名以上
- 5 総務 2名以上
- 6 財務 2名以上
- 7 広報 2名以上
- 8 監事 2名

第2項 本会に名誉会長を置くことができる。

(役員選出)

第8条 名誉会長、会長、副会長、事務局長、事務局、総務、財務、広報、監事は、総会において選任する

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐する
- 3 事務局は、会務の執行を総括し、事務局を分掌する。
- 4 総務は、事務局を補佐し、庶務全般を分掌する。
- 5 財務は、財務を統括し、会計事務を分掌する。
- 6 広報は、本会の広報全般を分掌する。
- 7 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第10条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

(運営)

第11条 本会は、年一回の総会と定例会を中心に運営する。その他、必要に応じて役員会、部会、実行委員会、ワーキンググループを開催する。

(会計)

第12条 本会の経理は、次のとおりとする。

- 1 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。
- 2 運営の経費は、会員の会費およびその他の収入等をもって充てる。
- 3 会計年度終了後、監事により監査を受けたのち総会において会計報告を行う。

(施行細則)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第14条 本会則の改廃については、総会出席者の三分の二以上の賛成を要する。

付則

この会則は、平成19年6月16日から施行する。

付則

平成21年4月18日総会にて、第7条の役員数を〇〇名以上に改正。

平成21年4月18日総会にて、第12条の4「年額1〇1〇〇〇円以上」に改正。

平成22年4月10日総会にて；

第4条：項目順序を変更し、2項目「「小金井桜の復活」を実現するため、・・・」
及び「特定プロジェクトの推進」を追加、5項に「部会」を追加。

第6条：「顧問」を追加。

第7条：「名誉会長」「事務局長」「広報」を追加、「庶務」を「総務」、「会計」を
「財務」に名称変更。

第8条：「名誉会長」「事務局長」「広報」を追加、「総務」「財務」に名称変更。

第9条：項目順序を変更し、6項「広報」を追加並びに4・5項は「総務」「財務」に
名称変更。

第11条：「部会」「実行委員会」「ワーキンググループ」を追加。

平成26年5月17日総会にて、事務局長の交代が承認されたことに伴い、第2条の連絡
場所住所を変更。

平成27年5月16日総会にて、大久保慎七氏の死去に伴い名誉会長職を廃止。

平成28年5月21日総会にて、第12条：3、4項目の会費納入規定を会員の義務条項と
して第5条、第6条に移し、合わせて会費納入を怠った場合の会員資格喪失規定を追加。

平成30年5月19日総会にて、石田精一氏の就任に伴い名誉会長職を復活し、第7条、第8
条に関連事項を記載。第2条の連絡場所について住所表記を「事務局長宅」に変更。